

第2次豊中市公立こども園整備計画(素案)に関する意見公募手続の結果について

令和7年(2025年)1月14日～2月3日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

(1) 集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
1	郵便	1	14
2	ファクシミリ	1	3
3	電子メール	1	7
4	電子申込システム	19	48
5	所管課への直接提出		
6	その他		
	合計	22	72

(上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係のないもの1人1件の意見がありました。)

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数(人)	意見件数(件)
ア	市の区域内に住所を有する者	20	50
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	16
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	1	6
	その他(市民等の区分が未記入のもの)		
	合計	22	72

(上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係のないもの1人1件の意見がありました。)

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	P.4 保育士の処遇改善や働き方改革について	現在、公立こども園で保育士をしている先生方の今後の雇用はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○正規職員は、他の公立こども園や児童福祉分野の職域に異動します。ただし、一部の職員は移管園への定期的なアフターフォローにも従事します。 ○会計年度任用職員は、できる限り本人の希望に基づき、移管園や存続する公立こども園での雇用が実現できるよう配慮する予定です。
2	P.5 豊中市の状況について	豊中で子育てをし、他市でこども家庭福祉の領域で仕事をしていて感じることでありますが、家庭支援について、要保護家庭への支援が弱いと感じております。要保護児童対策地域協議会の機能も連携も弱い中で児童相談所の設置を進めて大丈夫なのかとの懸念があります。	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年4月に開所します児童相談所については、こども園等や学校、行政機関と連携し、はぐくみセンターと包括的な支援体制を構築してまいります。
3	P.5 豊中市の状況について	保育士養成校の現状は理解されているのでしょうか。将来の保育士が激減している状況があります。では、潜在保育士の活用といいますますが、なぜ保育士の職に就いていないのでしょうか。多くは保育の現場（保育所等）が人材を潰してしまった結果ではないでしょうか。これは給与面だけの問題ではないと思います。「民間保育所の質が高い」といえるのかは疑問があります。	<ul style="list-style-type: none"> ○保育人材の確保につきましては、本市でも公民ともに課題であると認識しております。そのため本市では、平成28年から保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士等の就職相談や情報提供を行っています。また、本市独自の取組みとして「とよなか保育士助成金」を設け、本市の民間保育施設等に新たに保育士・保育教諭として就職された方に助成金を交付しています。 ○教育・保育の質の向上については、公民で連携した取組みを行っており、教育保育環境ガイドラインの策定・活用や合同研修などを実施しております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
4	P.5 豊中市の状況について	P.5 の説明下 3 行、本市での公民での人材確保・育成について現状は載せるべき。また本冊子において民間移管していくとなると必然的に現在公民で働いている保育従事者の方々がそちらに流れていくことは容易に想定できる。そのことを考慮にいたした人材確保の市として打ち手も記載してほしいし保育従事者に対して豊中市独自の手当を検討してあげてほしい。	○No.3 のとおり
5	P.5 豊中市の状況について	見込み推計のグラフについて、市全域での数（量の見込み）を記載されていますが、地域ごと（今回の説明資料であれば P.14 記載の区域ごとの推移）の利用者数の増減等、詳しく数の分析をして、今回の統合や廃止、民間への移管がどれだけ妥当な政策なのかを説明を追加していただきたい。現状、隠れ待機児童の問題（利用したい施設への入園が困難）が解決していません。大多数が大阪市内を通勤地域としていると思われ、人口の増減や利用者の利用率というのは駅が近く利便性が高い地域に集中し、不便な場所の利用はニーズに合っていない施設となることが想定され、一概に、各区域に拠点の一つ設けるという計画では、ニーズに合っていないと思います。駅に近いこども園については利用者が多いことを想定したうえで、計画より多めの公立を残す等必要な政策をしていただきたい。	○本計画は、同時に検討を進めた第 3 期子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」第 5 章における教育・保育事業の量の見込みおよび確保方策と整合性を図っています。この第 3 期計画第 5 章は、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画で、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育の利用状況などを勘案して本市を 3 つの区域に分け、人口等の統計データや子育て・子育て支援に関するニーズ等調査結果を分析し、区域ごとに量の見込みと確保方策を示しています。 ○また、第 2 次整備計画独自に、保育士の有効求人倍率、障害児受入数推移等を分析しています。 ○今回の計画では、福祉 7 圏域に少なくとも 1 園の中核を担う公立こども園を配置することとし、今後の 10 年間の期間で 12 園の民間移管を進めていくことをお示ししているものです。ただし、令和 8 年度に実施する教育・保育ニーズ中間調査の結果などを考慮し、必要に応じ計画の見直しに向けた検討を行います。
6	P.5 豊中市の状況について	P.5 の下図「第 3 期計画期間中の保育～」のグラフはあるものの上の文章で説明がないため、説明の記載が必要。	○P.5、3 行目に「下図「第 3 期計画期間中の保育（2・3 号）ニーズ率・保育の量の見込み推計」のとおり、」を追記します。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
7	P.5 豊中市の状況について	P.5②豊中市の状況で、「令和7年（2025年）2月に策定の「第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画」とあるが、策定【予定】ではないですか？結局、本素案の意見募集を行いながら、意見を反映するつもりはなく出来レースであることの証左だと思います。	○本計画は令和7年3月に策定する予定のため、時系列上令和7年2月に策定を予定していた第3期子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」は「策定」と表現しています。
8	P.9 計画策定の目的について	「これまで「基本方針」「第1次計画」で示してきた公立こども園の統廃合方針からの転換を図り」とありますが、その根拠が2. 計画策定の背景①全国の状況②豊中市の状況において、「子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化」や「ニーズ」といった一般論だけで終止してしまっています。 「基本方針」「第1次計画」からの転換を図るのであれば、しっかりとそのエビデンスを示してください。	○No.5のとおり。 ○豊中市の状況として、保育ニーズが高まり、保育定員が不足していることから、統廃合により公立こども園の定員を減らすのではなく、民間移管により定員を維持する方針に転換するものです。具体的には、民間園が増加していることを追記します。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
9	P.9 計画策定の目的について	P.4, P.9 2. 計画策定の背景①全国の状況、3. 計画策定の目的、4. 計画期間に「ニーズ」ということが挙げられていますが、「ニーズ」があり、真に大事だと考えるなら民間移管せずに行政として責任を持って施策を実施するべきではないですか？	<p>○本市では、現行計画策定時に比べ、共働き家庭の増加など、社会環境等が変化し、待機児童への対策や今後見込まれる保育ニーズの高まり、あわせて多様化する子育て支援ニーズに対応する必要が生じています。</p> <p>○一方で多くの民間就学前施設がそれぞれに特色や強みを活かし、質の高い教育・保育や地域支援を展開していることが、本市の強みの一つと考えています。</p> <p>○これらのことから、教育・保育の定員が減少する公立こども園の統廃合方針からの転換を図り、民間移管を基本として、定員を確保し、多様化する子育て支援ニーズへの対応力を高め、保護者の選択肢を広げます。</p> <p>○また、限りある公立こども園の教育・保育資源を再編・集約し、適正配置することで、セーフティネットの中核を担うこと、民間園と顔の見える関係を築き、必要なコーディネートや支援を行うことといった公立こども園の役割を十分果たせる体制を整えてまいります。</p>
10	P.10 セーフティネット機能について	P.10 公立こども園の役割と適正配置の考え方 →豊中市の状況から考えても、公立がセーフティネット機能の中核である役割はさらに重要であり、減らすのではなく拡充が必要。	○公立こども園は、さまざまな支援が必要な児童とその家庭に対し培ってきた経験と、はぐくみセンター・児童相談所との緊密な連携をいかし、セーフティネットの中核を担います。また蓄積しているノウハウや工夫を民間園に伝え支援していくことで、市全体のセーフティネットの対応力を高めます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
11	P.11 セーフティ ネット機能 について	民間の保育所に特別なニーズを抱える子どもたちをサポートできるだけのスキルはありますか。人材が枯渇しているなか、豊富な経験を有する保育士は、公立に比較して少ないのではないのでしょうか。また、手のかかる特別な支援が必要な子どもを最後まで責任をもって引き受けてくれるのかは、市民から聞こえてくる声からも疑問です。	○障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れ枠を確保していくにあたって、公立と民間が、ともに取組みを進めていく必要があります。 ○民間移管にあたり、移管先事業者には、公立こども園と同様に障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れを求めることとしています。 ○そのため、移管先事業者に対し、必要な職員の加配には補助を行うとともに、アフターフォローの担当職員や幼児教育サポートセンター職員の巡回により、支援にかかるノウハウや工夫を伝えていきます。
12	P.11 セーフティ ネット機能 について	P.11 セーフティネット機能のところに「増加している障害児」とありますが、「障害」は誰の問題なのでしょうか？当事者、家族の問題なのですか？「障害」にしているのは社会の側の問題ではないですか？この表記は人権的配慮を欠いた表記で気分が悪いので、修正を求めます。	○「障害児や家庭の事情により支援が必要な児童が増加していることに対し」に修正します。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
13	P.11 セーフティ ネット機能 地域支援に ついて	<p>地域支援・セーフティネットについて</p> <p>現在、公立こども園に地域支援センターがおかれ、在園児ではない地域（園のまわり）の子どもたちが、子どもの遊び場、子育ての相談で数多く来ています。民間園でも実施され、数が多くなるのはとてもいいことだと思っています。公立の役割としての地域センターは、当時豊中市において障害がある子の子育てを悩み虐待死が起こるといふ悲しいことから、子育ての悩み・孤立している人の支援として立ち上げられました。役割としては、楽しく遊ぶ、保護者どうしつなげる、そして、孤立している人をアウトリーチなどで見つけ心身ともに支援をし、一緒に育てていこうと伝えてきました。0才～2才までで就労していない障害児の家庭は、保健センターの連携から把握されていると思いますが、人に迷惑をかける、この子に対しての見られ方から外に出さず、公園に行っても離れて遊ぶなど、実態も見えてきています。障害があるないに関わらず、子育ての悩みから虐待にならないように、保護者の信号をキャッチしてつなげていく役割が民間園にも伝わっていいのか？また、ほっぺやはぐくみだけでは限界ではないかと思われます。豊中市は広範囲であるため最終7園はしんどい子育ての保護者支援に手が届かず、地域にある公立こども園の役割は重要だと思われます。</p>	○No.9, 10 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
14	P.12 公立こども園の役割について	セーフティネット機能の中核を担うとして、公立こども園スタッフを保育の現場から動かすことについて：支援が必要な児の保育については公立こども園のスタッフに一日の長があり、そのため、少ない人員を効率的に生かすために各園を巡回するという趣旨の説明がありました。しかし、支援が必要な児とその親にとって最も重要なのは、安定してかかわれる保育者が常駐しており、些細なことでいつでも相談できる環境であり、信頼を構築するまでも一般的な子どもより長い時間を要します。また、特にグレーゾーンの子やその親にとっては、就学前に支援が必要かどうかの見極めも非常に重要であり、公立こども園で経験を積んだ保育者の知見が得られるからこそ必要なサポートにつながり、就学以降の生活がスムーズになるということを実際に経験しました。	○支援が必要な児童については、公民問わず、専門知識を持つ職員による相談支援体制を構築し、就学前施設の受入れにあたっては加配職員をつけるなどの取組みを行っており、今後も引き続き実施してまいります。 ○小学校・義務教育学校における支援教育が必要かどうかについては、現在も教育委員会と連携し取組みを進めており、今後も適切に対応してまいります。
15	P.13 公立こども園の適正配置の考え方について	何故、公立こども園を民間へ移管しなければならないかの説明が十分ではないと考える。「移管ありき」の計画は納得がいかない。この間の民間移管に関する総括抜き、結論ありきの計画はおかしい。	○No.9 のとおり。
16	P.13 公立こども園の適正配置の考え方について	市は、どの地域に住んでいる子どもたちにも安定した保育、教育を提供する義務があると考えます。民間は、他園との違いを出す為、英語教育やリトミック教育などの特徴に特化することになり、受けられる保育内容が異なります。果たして民間保育園が生活に困難を抱える子育て家庭を包括できるのでしょうか？ 保育士の人件費を削減することが、公立こども園を7園までに減らす計画の元になっている気がします。	○No.9, 10 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
17	P.13 公立こども園の適正配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・統廃合について 保育ニーズの高まり、ニーズの変化から統廃合の必要があるのでしょうか？働いていなくても保育園に預けたいというニーズもあると思うので。民間企業で働いている者は待機児童の問題で引越しをすすめられることもあります。表面上ではなく、本当の意味で待機児童ゼロになれば、市のとても強い魅力の一つになると思います。	○待機児対策については、共働き率が大幅に上がっており、教育・保育の申込者数が増加し続けていることから、第3期子育て・子育て支援行動計画で今後5年間の保育定員の確保量と確保方策を定め、この第2次公立こども園整備計画の方針転換と並行して、市は1,000人以上の保育定員数の確保に向け、整備を進めてまいります。
18	P.13 公立こども園の適正配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・民間移管について 民間の保育施設の方が保育者数が少ないと聞きます(ある園では公立の1/4程度とか)。民間の方が、より保育者を確保するのが難しいのではないのでしょうか。民間は園の立場が強く、市で決められているとおりの保育が受けられない(2号で育休なのに1号のように扱われることに、園の方針に従うように市からも言われたと聞きました。1人が病気等で休んでいると、もう1人も休ませられる等)。昨今問題が起こっているのも民間の園が多いということもあり、公立を減らしてほしくないと思います。	○保育教諭等の人数については、条例により歳児ごとの人数に応じた配置基準が定められており、公立園も民間園も同じ基準を順守し人員配置を行っております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
19	P.13 公立こども園の適正配置の考え方	第2次計画では公立こども園の民間移管を基本として、「公立の限りある教育、保育資源を集約することで、公立こども園の役割を十分に果たせる体制を整えます。」とありますが、移管した際（例：しんでんこども園）の民間が抱えうる問題点も計画に考察したうえで対策を明記していただきたい。少子高齢化、保育士不足の社会問題が、民間のみに丸投げされるような施策となる懸念がぬぐえません。市が放置した老朽化した施設（築50年も超える施設をいまだ安全だといって使用するような状況、理解しがたく、早急に建て替えを行う状況と思い、10年も計画を待つ内容ではありません。急速な過疎化が進むような土地にはまだならないと考えられるにもかかわらず、子どもの衛生面、安全確保の点で自治体の子育てへの支援が不十分であると感じる深刻な問題です。）を民間が引き受けないといけないのでしょうか。	○民間移管の課題については、こども審議会での議論を踏まえ、 P.20 「3. 民間移管の手法について」 で整理いたしました。 ○また、本市のこども園の建物は、昭和40年代に建てられたものが多く、経年劣化により老朽化が進行しており、再整備の必要があると認識しております。民間移管園の再整備にあたっては、「就学前教育・保育施設整備交付金」により、移管事業者を支援してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
20	P.13 公立こども園の適正配置の考え方について	<p>民間移管することを検討した形跡がないことが気になりました。実際にこれまで公立こども園を運営してきた、その良いところや継続するメリットを挙げるべきではないでしょうか。予算がなく、公立を存続させるのが難しいとしても、民間移管が決定事項のようになってしまうのはこれまでの市の取り組みを評価していないように映ります。</p> <p>本来、最善の方策は、公立こども園を建て替えて存続させ、正規で働ける職員を増やすための予算を確保し、それによって若年層を呼び込むのが「子育てしやすい街」を掲げるにはふさわしいのではないのでしょうか。</p> <p>しかしどうしてもそれが難しいというのであれば、なぜ継続できないのか、なぜ民間移管するのかを説明されたほうが誠実ではないかと思えます。</p>	○No.9, 10 のとおり。
21	P.13 適正配置にかかる区域の考え方について	<p>困難を抱える子育て家庭を包括的に切れ目なく支援する体制が、なぜ福祉7圏域という広い範囲なのか？</p> <p>「さまざまな福祉分野との連携が不可欠」と広い範囲でしか連携できないのは、そもそも小学校区ごとでは福祉が充実していないということか？</p>	<p>○本市では、小学校区を福祉の相談対応における基本的な圏域としており、さらにそれを7つの区域にまとめた日常生活圏域7圏域いわゆる福祉7圏域ごとに、関係機関・団体が情報共有・連携し、各小学校区での相談対応を支えています。</p> <p>○本計画においても、小学校区を束ねた福祉7圏域を基本とすることで、さまざまな事情を抱える子育て家庭を、福祉部門と連携して公民で包括的に切れめなく支援する体制を構築していきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
22	P.13 適正配置にかか る区域の考 え方	P.13 3. 公立こども園の適正配置の考え方で②適正配置にかかる区域の考え方が示されていますが、市内各地域事情はさまざまであるはずであって、理論上はそうであっても、実際うまく機能するかは別問題だと考えます。 各公立こども園がこれまで果たしてきた役割、「良さ」を施設設備だけでなく保育内容も含めて十分ふり返ることができていないので、うまく機能するとは思えません。	○No.9, 10, 21 のとおり。
23	P.14 福祉7圏域の 地図につ いて	P.14 の福祉7圏域に関して、本資料だけだと区分けが適正だとは思わない。後の統廃合記載にかかわってくる部分においてこれらのエリアごとの0～6歳の人数集計を記載していただき、区分けが適正である、各圏域で中核を担う保育園の職員の配置人数や構想を記載してほしい。	○圏域の考え方については、令和6年3月に策定した「第5期豊中市地域福祉計画」のP.4を参照ください。 ○令和6年4月時点の就学前人口（0～5歳）は、北西部約3,600人、北中部約2,800人、北東部約3,500人、中部約2,700人、中東部約2,700人、中西部約2,600人、南部約1,500人です。他の地域は就学前人口が減少していますが、南部地域については増加していることから、1圏域とすることが妥当と考えています。 ○公立こども園各園ごとの職員数については、各年のクラス編成と加配が必要な児童数に応じて毎年決めているため、定数の計画等はございません。
24	P.17 適正配置に 向けた進 め方につ いて	どの園も民間移管すべきでないとする。	○No.9 のとおり。
25	P.17 適正配置に 向けた進 め方につ いて	栄町は府営住宅との複合施設だからこそのニーズがあり、公立として必要な園。	○南部地域の中核を担う公立こども園については、せんなり・庄内の2こども園を統合してきた島田こども園が定員数からも適切と考え、選定しています。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
26	P.17 適正配置に向けた進め方について	南部・中東部は特に公立としての役割が求められる地域。セーフティネット機能も地域子育て支援も、7圏域だけで中核を担う事は、必要な支援も行き届かず、保育の質の低下だけでなく、セーフティネット機能の役割も果たせない。	○No.9, 10, 21 のとおり。
27	P.17 民間移管を進める公立こども園について	今後10年間で12園もの公立園の民間移管は、拙速ではないか。公立保育所の機能を縮小し、市職員保育士の育成も後退させ、ひいてはこれまで積み上げてきた教育・保育方針、「同和保育」「障害児保育」「多文化共生保育」の継承発展を阻害する計画ではないか。	○No.9, 10 のとおり。 ○これまでも、人権教育を含む教育・保育の質向上に向け、公民で連携した取組みを行っており、教育保育環境ガイドラインの策定・活用や合同研修などを実施しております。
28	P.17 民間移管を進める公立こども園について	12園もの民間移管は市の保育体制の脆弱化を促進させてしまうのではないのでしょうか。民間移管の流れについては理解していますが、「豊中市の子どもと家庭のため」であってほしいです。決して経費削減が主であってはならないと考えます。	○No.9 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
29	P.17 民間移管を進める公立こども園について	民間移管を進める公立こども園について 前期5年で民間移管予定の園のうち、計画中に民間より公募がなかった場合計画を打ち切るということはいいのか？きちんと民間移管できるまで園として（公立園として）存続させるのか？計画途中でやはり民間から公募がないので、第1次計画のように統廃合しますということになると、通わせる側として計画が二転三転されると大変迷惑となる。民間移管が行われるまで最後まで市が責任持って管理運営されるような計画も示してほしい。	○市はそのような状況にならないよう準備を進め、移管先事業者が決定するまでは、公立こども園として引き続き運営いたします。
30	P.17 民間移管を進める公立こども園について	民間移管は基本的に反対だが、もし移管する場合、先生方の待遇が公立と変わらない（地方公務員待遇）かそれ以上とし、質の高い公立の保育レベルを落とさないこと、そして継続的に教諭や保育士への応募を維持することが必要と感じる。校区外の公立こども園に地域時代から現在まで通園しており、理由は質の高い子どもや保護者に寄り添った保育内容に強く感銘を受けたため。同級生の保護者達も満足度が高く、私立へ転園した保護者の方も戻りたいという話も耳にする。ひとえに先生方の日夜を問わない努力の結果なので、必ず待遇は改善してあげてほしい。	○教育・保育内容については、公立・私立を問わず、国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領に規定されており、全国で一定、教育・保育の質は担保されています。この要領にもとづき、全国のこども園では、それぞれで教育・保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画等を作成し、日々、子どもたちの教育・保育に取り組んでいます。 ○民間移管園の職員の処遇については、民間園がそれぞれで決定するものですが、本市においては認可保育施設に対して、保育士の賃金改善を目的に「処遇改善等加算」を支給しています。また、本市独自の取り組みとして「とよなか保育士助成金」を設け、本市の民間保育施設等に新たに保育士・保育教諭として就職された方に助成金を交付し、民間園における保育人材の定着を支援しています。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
31	<p>P.17 民間移管を進める公立こども園について</p>	<p>まず初めに、しんでんこども園を公立こども園として存続させる事を希望します。以下理由です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣小規模園の引き上げ先としての大きな役割 しんでんこども園は年少児 40 名と大人数の受け皿があり、近隣の小規模園に通う子ども達の保護者は確実に近くの園に入れるという安心感があった。年少児の定員もほぼいっぱいでも今後も近隣に小規模園がある限り年少児 40 名の受け入れ人数は必須。 ・選択肢の減少 しんでん、ゆたかが民間移管になった場合、新田地域周辺の公立園が西丘、東丘、東豊中の 3 園になり、どの園も新田エリアからは遠くなり、公立園を選択する事が難しくなる。又、民間移管になる事で保育料以外の費用（施設充実費等）の発生の可能性もあり、経済的に公立園を選んでいる家庭は保育園に入れる事が困難になる。実際近隣の園では施設充実費等の徴収がある園が多く、仮にしんでんこども園が民間園になり保育料以外の徴収がある場合、そういった費用が掛からない園を選ぶのが難しくなる。 ・公共施設としての役割 しんでんこども園周辺には大きな公園もなく、新田南小学校までも少し距離がある為災害時等の避難先として必要。もし民間園になった場合公立園ではないため近隣住民が避難先として認識できなかつたり、緊急時に入ることを躊躇う事もあり得る為公共施設として地域に残す必要がある。 <p>以上の点からしんでんこども園は公立園として存在させるべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○民間移管においては、既存の保育需要を満たし、地域における教育・保育サービスの継続性を確保するため、原則として現在の公立こども園の利用定員を維持することとしています。 ○3 歳児から 5 歳児受入れ施設を 0 歳児から 5 歳児受入れ施設にすることにより、0 歳児から 2 歳児受入れ施設からの引上げ転所の受入れ人数が減少することが想定されるため、当該圏域における引上げ転所を利用される児童の推移や近隣圏域における新規園整備などの状況等を考慮し、3 歳児から 5 歳児受入れ施設の民間移管のタイミングについて検討してまいります。 ○民間移管の事業者公募時に園に在籍している児童が卒園するまでの期間は、公立こども園の保護者負担額を維持することを原則として公募を行いますので、公募時の在籍児童に関しては新たな負担が発生することは想定していません。 ○また、どうしても諸費用など、保護者の方に負担いただく場合は、移管後 3 年間は三者協議会での協議を行うこととします。 ○避難所機能は移管先事業者を引き継いでいただくこととしており、地域住民のみなさまへの周知をしっかりと図ってまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
32	P.18 第2次計画 前期5年間で民間移管する公立こども園について	建替え、改修により、受け入れ人数が制限されたり、園庭の使用が出来なくなる時期があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○建替え・改修時の受け入れ人数については、一時的に調整する可能性があります。 ○建替え・改修時の園庭については、移管先事業者と協議のうえ、こども園利用エリアの確保を図りますが、工事の安全対策を考慮すると、園庭が狭くなる可能性があります。 ○園庭で遊ぶことができない場合は、近隣の公園や小学校の校庭・体育館など借用し、できる限り児童の遊びや運動の機会を確保します。
33	P.18 後期5年間で民間移管する公立こども園について	<p>後期5年間の対象園に蛍池が入っていることについて</p> <p>蛍池こども園は、子どもの人権が当たり前守られるよう保護者の方とこども園が一緒になって、子どものことや子育てについて考える理念のもと建てられています。また、豊中市では「人権保育基本方針」がたてられ、子どもたちには”自分を大事にする(命)、とまぢ大事、仲間と共に”の実践と発信をし、公立こども園において人権保育の推進をしてきました。</p> <p>また、特に中心的に人権保育に取り組んできたともだち・蛍池の両こども園とともに「地域で子育て」として公立こども園・小学校・中学校が連携して地域とつながりながら目標を立てており、それぞれの地域において差別をなくす取組みを推進し、人権を守っていくことも公立こども園の一つの役割だと思っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○後期で民間移管する5園については、老朽化が進行している整備可能園から着手するため、令和9年度に予定しております中間見直しの際に選定いたします。 ○蛍池こども園については今後の方針は決まっておりませんが、ご意見については、参考にさせていただきます。
34	P.19 各圏域の中核を担う公立こども園について	標記の7園のみを公立こども園として残し、その他の公立こども園は民間移管するという認識でよいか。	○今回の計画では、今後10年の期間で12園の民間移管を進め、福祉7圏域に少なくとも1園を配置することとしています。ただし、令和8年度に実施する教育・保育ニーズ中間調査の結果などを考慮し、必要に応じ計画の見直しに向けた検討を行います。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
35	P.19 各圏域の中核を担う公立こども園について	中東部は南部とともに比較的子どもの数がより減少傾向と認識しているが、阪急沿線は利便性から住居の建て替えが進み大型マンションの建設も複数あり子ども数が将来的に回復傾向にないかをみて、管轄を決めるべきでは。中東部がかなり縦長で豊南や高川地域に目が届くのか懸念。	○令和6年4月時点の中東部の就学前人口(0～5歳)は、約2,700人で、その人口数に対して、てらうちこども園を中心とした支援体制を構築し、公民で充実した教育・保育の提供ができると考えています。 ○No.34のとおり。
36	P.20 民間移管の手法について(民間移管先の選定基準)	素案では質の高い民間保育所が数多くあるといますが、少子化と保育士不足の問題は、簡単に解決できる内容ではありません。よっぽどの安定した財務状況のある民間でないと、質の担保などできないと危惧します。民間が、無理に事業を展開し、資金がひっ迫する可能性が少しでもあると、人件費の削減、保育士の離職、低賃金での労働、労働環境の悪化が保育所の安全や質の悪化を招く可能性があります。公立の園で働いているほうが、賃金も上がり保育士の離職は少なく労働環境も良いと聞きます。私立では、働いている保育士が無理をして、高品質なサービスを提供している実態もあるかと思うので、民間に移管することで、保育の質が担保、提供できると考えているのかを、保育士の労働環境の面からも説明していただきたい(私立は公立よりも恵まれた労働環境ではなく、民間に移管するのであれば、そのあたりの環境面も市の補助、サポート、持続した評価が必要)	○移管先事業者の選定については、公平性・中立性を確保する観点から、直接利害関係のない学識経験者(児童福祉関係)や社会保険労務士などの専門家で構成する選定委員会を設置し、公募型プロポーザルを実施し選定する予定です。 ○教育・保育の質の向上については、公民で連携した取組みを行っており、教育保育環境ガイドラインの策定・活用や合同研修などを実施しております。 ○No.30のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
37	P.21 2・3号認定 児を中心と した受入に ついて	<p>需要の高さから0歳から5歳児を受け入れる施設を運営するとの事ですが、需要の高さだけで受け入れ年齢を決定するのは軽率ではないかと思えます。現在、受け入れ年齢が3歳以上の公立こども園が3箇所ありますが、これらの園は小規模園からの引き上げ転所の際の受け皿として、非常に重要な役割を果たしているはずです。多くの民間保育園が2歳から3歳の定員の違いが数名しかない中、公立こども園が数十名の子どもを受け入れてくれるおかげで、家から遠すぎない園に転所する事ができるようになっているはずなのです。私の子も引き上げ転所の制度で公立こども園に通い始めましたが、この制度があるおかげで安心して2歳まで育休を取ったり、小規模園に通わせたりする事ができました。3歳からのこども園が減ってしまったら、0歳の間には育休を切り上げて保育園に入れるのが当たり前になってしまうのではないのでしょうか。それでは多様な子育てのニーズに応える事はできないのではないのでしょうか？単なる数字としての需要だけではなく、様々な子育ての思いを汲み取った年齢設定をしてくださるようお願いしたいです。</p>	○No.31 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
38	P.21 障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受入について	民間移管したこども園における「障害児」の受け入れに関して、法人によって受け入れ体制が大きく異なっていることに関して市はどのように考え、是正に努めてきたのか。この間議会でも議論になってきたように、法人によっては「障害児」の受け入れに後ろ向きの姿勢を変えていないところがあるのではないかと。このまま、民間移管を拡大することで残された公立園と前向きな姿勢の法人園だけが受け入れを拡大することで豊中市全体の教育・保育内容は担保されなくなるのではないかと。	<p>○本市では、申込者数の継続的な増加に伴って、障害児の受入れ数も増加しています。</p> <p>○障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れ枠を確保していくにあたって、公立と民間が、ともに取組みを進めていく必要があり、障害児の受入れについては、民間園も受入れ数を増やしていますが、増加数に追いついていない現状であると認識しています。</p> <p>○そのため、民間園が障害児の受入れがしやすくなるよう、受入れ調整の仕組みや受入れにかかる補助金についての見直しを令和7年度～8年度に行うため、現在調査・検討を進めているところです。</p>
39	P.21 障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受入について	P.21の「障害児や特別な配慮・支援～」こちらに関しては民間移管をしたとしても「豊中市障害児教育基本方針 昭和53年9月8日」に沿った対応を行っていただき、決して改定で当時13ページから1ページに集約した内容で済まなさいこと。令和元年に紙切れ1枚で終わった障害児の通所が親の就労の影響ではなく、障害を有する子・医療看護が必要な子・特性で家庭内保育が難しい子どもたちが十分な園生活の中で心を育めるように十分な保育時間を確保・提供してほしい。	<p>○昭和53年9月に策定した「豊中市障害児教育基本方針」は、その精神を引継ぎ、平成28年4月に改訂しました。今後も支援教育の充実に向けて取り組んでまいります。</p> <p>○令和元年の障害児の入所要件の取り扱い変更については、子ども子育て支援法で定める入所要件との整合を図り変更したものであり、引き続き「ともに生きともに育ち合う」ことを基本とした障害児保育の方針に基づき、保護者の要望にもしっかりと耳を傾け、子ども一人ひとりにあった支援が行えるよう適切に対応していきます。</p> <p>○子どもの療育施設通所や通院、同居家族の病気など個別事情のある家庭については、はぐくみセンター等での相談対応時に丁寧に聞き取りするとともに、入所要件に関して、関係各課で連携した対応を行っているところです。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
40	P.22 保護者負担 について	民間移管となれば、結局は保護者負担を求めないと運営が続かないのでは？	<p>○基本となる保育料については、公民ともに所得に応じた保育料を定めていますので、民営化により保育料が高くなることはありません。</p> <p>○民間移管の事業者公募時に園に在籍している児童が卒園するまでの期間は、公立こども園の保護者負担額を維持することを原則として公募を行いますので、公募時の在籍児童に関しては新たな負担が発生することは想定していませんが、どうしても諸費用など、保護者の方に負担いただく場合は、移管後3年間は三者協議会での協議を行うことといたします。</p> <p>○民間園の運営については、「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金」等により支援しています。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
41	P.22 保護者負担 について	全国的に、収入や教育による階層の再生産と固定化が進む中で、豊中市南部はさまざまな事情を抱えた家庭と、比較的余裕のある家庭がともにこども園を利用している少し珍しい例にあたるのではないかと思います。豊中出身の方はあまり気づいていないと思いますが、未就学の時期に当たり前のよう多様性が確保された環境で育つことは、こどもたちにとってかけがえのない財産になるはずですが、民間移管して五年間程度は保護者負担も据え置きということですが、しばらく経つと近隣の幼稚園のように習い事やイベントのための出費が発生することは想像に難くありません。それによって、事情を抱える家庭は民間移管されたこども園に、余裕のある家庭は従来の私立幼稚園に、といった流れができてしまうと、その多様な環境におかれる時期が小学校まで持ち越されることとなります。こども園で見知った間柄なら問題なく過ごせるとしても、小学校に入ってから考え方の違う家庭の保護者とぶつかることは、誰でも避けたいのではないのでしょうか。結果的に、就学前時期の転出が加速する可能性もあると思いますが、いかがお考えですか。	○本市の地域分析については、さまざまなお考えがあるとは思いますが、現状、本市の就学前人口は継続的に転入超過傾向にあり、しばらくは転出超過傾向になることは想定しておりません。
42	P.22 三者協議会 の設置につ いて	移管後3年が経過するまでではなく毎年第三者協議会で話し合う場を提供し続けていくべき。夏場のバスの事故、虐待、保育の質確保に関して惰性で運営がなされないように毎年行うのが当たり前。	○三者協議会については、移管後3年が経過するまでと期間を定めて議論をすることが肝要と考えております。 ○教育・保育の質の向上については、公民で連携した取組みを行っており、教育保育環境ガイドラインの策定・活用や合同研修などを実施しております。 ○また、市は中核市として、保育所・こども園等就学前施設の認可権限を有しており、民間園には毎年、職員配置をはじめ、利用者支援や職員処遇、施設会計などの指導・監査を実施しております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
43	P.22 引継ぎ・共同保育の体制とアフターフォローについて	<p>民間移管後の引き継ぎ、共同保育について原則1年間引き継ぎ期間を設けるとのことだが、具体的にどの程度、どういう頻度で公立こども園の先生方が見に来る予定なのか、共同保育というのは果たして可能なのか？残された子どもたちも親も不安感が残るため、引き継ぎに関してはしっかりとした体制を整える計画を立ててほしい。</p> <p>本当に引き継いでいるのかも、最初の年度はできているという2、3年経ったら保育方針もすっかり変わっているということも考えられるので、抜き打ちチェックを行うなど市側でも責任を持って民間業者を長い目でチェックしてほしい。</p>	<p>○引継ぎについては、移管前年の4月～12月までは、定期的に施設長予定者や主任保育教諭予定者が園を訪問し、児童の様子や行事を含めた保育内容、設備面や近隣の状況等を含む園の全体像を把握します。1月から3月にかけては、施設長予定者・主任保育教諭予定者に加え、きりん組をのぞく全クラスに法人の保育教諭予定者が入り、公立の保育教諭と共同で保育を行うとともに、児童や保護者との信頼関係を築きます。その他、調理員予定者・看護師予定者・用務員予定者の引継ぎなども行います。</p> <p>○移管後1年間はアフターフォローとして、移管前の公立こども園のスタッフが定期的に移管園を訪問し、保育内容や移管条件の履行が適切に実施されているかを確認し、必要に応じて、助言・アドバイスをを行います。</p> <p>○また、移管先事業者には、移管後の園運営を外部の目でチェックする「福祉サービス第三者評価」の受審を義務付けることで、移管後の保育の質の確保等の確認を行います。</p> <p>○さらには、市は中核市として、保育所・こども園等就学前施設の認可権限を有しており、民間園には毎年、職員配置をはじめ、利用者支援や職員処遇、施設会計などの指導・監査を実施しております。</p>
44	P.22 引継ぎ・共同保育の体制とアフターフォローについて	<p>⑧と⑨に関する記載事項ももっと解像度を上げた施策を記載していただかないと伝わらないしその場とその時期にかかわる人任せになってしまいそうで不安しかない。アフターフォローを定期的ではなく各園には人数の3分の1、4分の1は公立に属する人間が常駐化した保育環境を5～10年スパンで提供すべきだと思います。</p>	<p>○引継ぎ等については、さまざまなお考えがあるとは思いますが、No.43のとおり、一定の期間を区切り実施することが肝要と考えております。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
45	その他	(P.5, P.11, P. 13) 「包括的で切れ目のない支援」を民間移管してできるのでしょうか? 「包括的で切れ目のない支援」をするために公立が必要なのではないですか?	○No.9, 10 のとおり。
46	その他	(P.5, P.13) ②豊中市の状況、①基本的な方向性において、民間移管するために民間の「良さ」ばかりが強調されています。各公立こども園も保育所時代から果たしてきた役割は計り知れないものがあります。そのことに触れず、民間の「良さ」だけ触れていることに違和感があります。 「ニーズ」があるからと「今」だけを考えるから、保育の本質を見誤ることになり、結局、また方針・計画の転換を図らざるを得ないことになるのではないですか?	○No.9, 10 のとおり。 ○今回の計画では、令和 8 年度に実施する教育・保育ニーズ中間調査の結果などを考慮し、令和 9 年度を目途に計画の見直しに向けた検討を行います
47	その他(転所について)	現状、転園予定はないが、委託先の民間企業や野田小学校跡地の活用内容によっては転園を検討する可能性がある、その際転園を優先していただくようにしてほしい。	○転所については、通常、転所希望届けを提出していただき、可能となった時点で、ご案内をしております。これまでも民間移管や統廃合による閉園を理由とした転所の優先措置は行っておりませんので、ご理解ください。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
48	その他(保護者説明会等のスケジュールについて)	保護者説明が計画開始の二日後、夕刻から実施でパブリックコメントの期限が三週間後という点にまず無理があると感じました。現在、民間移管でもっとも影響を受ける年齢の子どもたちは乳児で、乳児を抱えて夕方に説明会に参加できる人は一握りです。また、多忙な中で、肝心の「民間移管し公立こども園の保育士は分散させる」という点の説明までかなり前置きが長く、一瞬で理解することは難しいのではと感じました。育休中など昼間に時間がある親もいるため説明会を二部制にする、細かい入力操作をしなくても授乳中などに片手間にパブリックコメントを提出できるようにする、妊婦検診などでも案内するなどして、本当に必要な方に確実に情報を届け、そうした方の声を確実に吸い上げられるようにしていただきたいです。	<p>○意見公募手続(パブリックコメント)は、「豊中市意見公募手続に関する条例」に基づき実施しており、第4条第1項の規定により、意見公募手続は実施機関が計画等の案及びこれに関連する資料を公表することによって開始され、また意見提出期間は公表の日から起算して3週間以上と定められていることから、期間を3週間といたしました。</p> <p>○意見公募については、できるだけ多くの意見を集め、計画をより良いものにするため、具体的には、ホームページの掲載や案件説明動画の作成、関係施設への資料の配架、保護者説明会等の実施を行いました。また、ご意見は郵送・FAX・メール・電子申込システム・所管課への直接提出等、さまざまな手法で提出していただくことが可能ですが、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
49	全体	民間委託では、採算のみが重視され、きちっとした保育が保証されない。今の社会構造からして、当事者責任のみが言われる。そうならない為に、公立のこども園の存続が必要です。	○No.9, 10のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
50	全体	<p>今後 10 年かけて公立こども園を 24 園から 12 園にするという計画ですが、現在障害児の入園を公立園が民間園に比べて多くを受け入れている現状があるなか、民間園が半数になる公立園の障害児の受け入れを全部カバーできるとは思えません。</p> <p>その結果障害児はこども園の入園が難しくなり入園できない就学前の子どもたちはどこに行けばいいのですか？療育施設ですか？友だちと一緒に通い育ち合いたい子どもの権利は無視されるのでしょうか？公立園でも民間園でも希望する園に必ず入園できる事が確約できる計画に変更するべきだと思います。</p>	<p>○障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れ枠を確保していくにあたって、公立と民間が、ともに取組みを進めていく必要があります。</p> <p>○民間移管にあたり、移管先事業者には、公立こども園と同様に障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れを求めることとしております。</p> <p>○そのため、移管先事業者に対し、必要な職員の加配には補助を行うとともに、アフターフォローの担当職員や幼児教育サポートセンター職員の巡回により、支援にかかるノウハウや工夫を伝えていきます。</p> <p>○また、民間園が障害児の受入れがしやすくなるよう、受入れ調整の仕組みや受入れにかかる補助金についての見直しを行うため、現在調査・検討を進めているところです。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
51	全体	<p>今回 10 年かけて公立こども園を半数の 12 園にするという計画は、現状公立が受け入れてきた障害児さんの数が大幅に激減することになります。</p> <p>その分民間園への受け入れを多くするように指導するといっても数に限りがあり全部は補えないと思われま</p> <p>地域の子と同じところに通わせたいと希望されても入れなく療育施設に行かないといけなくなる家庭の子ども、親の共に育ち合う保育教育を受ける人権は守られないのではないですか</p> <p>併せて障害のない子たちが障害のある友だちと出会える機会を奪うことになりま</p> <p>障害のある友だちと一緒に過ごし遊ぶ事でいろいろ気づいたり一人の友だちとして自然に関わり人に対する偏見を持たない感性が宿るのではないのでしょうか。20 年程前にわかつどの会に参加されていた方は今、保護者世代になられ自分が共に育ってきたので障害児・者が身近にいるのはあたりまえとされています。そんな社会が豊中のめざす社会なら今回の障害のある友だちと出会う機会を少なくするような計画は見直して第 1 次計画通り 17 園の存続を求めま</p>	○No.9, 10, 50 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
52	全体	<p>1970年代はじめからの、「ともに」に向けた豊中市保育・教育行政の必死の取り組みに真逆の方向から粗雑に計画をたてられたように受け止めました。情勢や建物の老朽化といったその背景状況は、事実として理解できることではありますが、「ともに」で育て、育ち合う保育・教育に向けての行政的な観点が一切伝わってこず、なんと官僚的な「民間移行」案なのかと驚き失望感でいっぱいとなりました。</p> <p>とりわけ、民間移行による「教育・保育内容」の提示の項では、「障害児や特別な配慮支援を必要とする児童の受け入れを求める」「基本的に公立園の教育・保育内容を引き継ぐ」と表面だけを拭われるような「内容」の意味すら伝わってこない提示は、これが豊中市か?と思わざるを得ませんでした。</p> <p>豊中の小中学校の教員も保育所・こども園の教職員も、毎日の子どもたちとの格闘のなかで「なにを大事にしなければならないか」を手練り寄せる実践の積み重ねをしてきました。だからこそ、豊中が全国的に注目され、全国から研修に足を運んでくださった多くの行政職員や学校教職員、こども園教職員を受け止めることができたわけです。</p> <p>そんな積み重ねがあったはずなのに、一番大事な「ともに」の観点が無いのはどうしてでしょうか。子どもたちは、集団のなかでこそ育ち・育ちあうのだということを前面に出してください。時代のながれのなかで、行政主軸は民間との協働の方向を手練ろうとされていることを否定はしませんが、あまりにも、子どもの育ちや育ち合う関係を抜きにした素案には、反対します。撤回し、再度素案の提案し直しを求めます。</p>	○No.9, 10, 50 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
53	全体	<p>・P.4 計画策定の背景～P.9 計画策定の目的、P.15 地域子育て支援の推進</p> <p>P.5 豊中市の状況「本市においては子育てに不安や負担を感じる保護者が増加しており」「障害児等支援や家庭支援が必要なこどもは年々増加しており」「妊娠期から子育て期までの子どもと家庭に対する、包括的で切れ目のない相談支援体制の構築を進めている」「公民での人材確保・育成が大きな課題となっています」</p> <p>→だからこそ、公立が担うべき役割が重要であり、民間移管ではなく公立こども園の拡充こそ必要。公立でも保育士人材確保が課題という中で、なぜ民間に移管できるのか？保育士不足は民間園でも深刻な状態ではないのか？2026年度からは、こども誰でも通園制度の対応も迫られる、マイ子育てひろばや地域子育て支援センターの役割も民間園で担うとなれば、公立の役割を放棄しているように思える。保育士配置基準より大幅な増員ができなければ、民間での多様なニーズへの対応も、かえってできなくなり、安全な保育すら保障できなくなるのではないかと懸念する。</p>	○No.9, 10 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
54	全体	<p>私の息子は障害児です。民間のこども園に通えるか電話で問い合わせたところ遠回しに断られました。肢体不自由児は受け入れた事がない、とも言われました。これが民間のこども園の現状です。施設の問題、加配の先生の問題、看護師の問題、色々あると思いますが障害を持っていても発達がゆっくりでも、こどもが安心して地域のこども園に通えるのは公立のこども園だけだと思いました。公立のこども園を残してほしいです。障害がある子も、発達に遅れがある子も、どんな子も一緒に地域で育つ事がとても素敵で素晴らしいという事を豊中のインクルーシブの中で育った子たちは知っています。</p>	○No.9, 10, 50 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
55	全体	<p>豊中市には障害児保育基本方針があります。それは「障害」がある子どももひとりの人間として、同世代の子どもたちの中でともに育ち合う権利があるという理念に基づいて作成されたものです。この理念が民間委託により後退することを危惧します。</p> <p>基本方針の理念の元で、「ともに学び、ともに育ち、ともに生きる」保育を实践されてきた保育士等の方々がどんどん退職されていっています。この理念と実績がどれだけ引き継がれているのか、民間にしっかりと伝えていける人材がいるのかもとても危惧しています。</p> <p>8園が民間委託されるときに、公立と同じように「ともに学び、ともに育ち、ともに生きる」保育をしていくと約束されました。きちんと「ともに学び、ともに育ち、ともに生きる」保育をやっているところもありますが、全然できていない民間園が多いです。</p> <p>20数年経ってもこの状態なのに、どうやってセーフティネットの中核を担うことができるのか不安です。</p> <p>セーフティネットの中核を担うのなら、民間園でも公立と同じように優先入所はあるのでしょうか。</p>	<p>○No.9, 10, 50 のとおり。</p> <p>○平成17年度～19年度に民間移管した園の障害児の受け入れについては、当時公立園が受け入れていた障害児数の水準以上を、ほとんどの民間移管園で受け入れていただいているところです。</p> <p>○障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童の入所については、公民問わず以下の手順で実施しています（申込は4月入所のみ）。</p> <p>①こども事業課で、事前に相談・問合せをしていただき、保育観察（保護者に対する問診や児童の遊びを通じて当該児童の保育課題を把握し、その保育体制及び保育環境を検討するための観察をいう）を受ける。</p> <p>②こども事業課へ「障害児保育申込」をし、子育て給付課へ「施設入所申込」を提出する。</p> <p>③保育観察の結果、また保護者の意向をふまえ、集団保育における配慮が必要である児童と認定された場合、4月選考において最初に選考を行う。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
56	全体	<p>豊中市は子育てをしやすい街との広報がされるが、子育て支援は不十分です。現役世帯の市民のニーズに合った行政がされていない（新しい図書館などいるのかと心底思います。そこにお金をかける余裕があるのであれば、保育所、小学校の老朽化をもっと深刻に考え改善必要）、適切な情報提供がされていない等、問題点があります。今回の計画が少しでも在園児にかかわる内容なのであれば、園を探す時点（2023年時点）で情報として資料に組み込んでおく必要がありました。度重なる環境の変化は、子どもにとって悪影響です。（保護者にとっても、子が新しい環境に慣れなければ、離職に直結する内容であり、このようなことが何一つ考慮されておらず、若い世帯の転出につながる問題点。）また、計画というのであれば、2歳の小規模の園を募集した際に、民間にこども園をその時点で移管していないのはなぜか。民間も土地が少ない豊中市で、園庭を兼ね備えた園を提供することは難しい内容だったと思われ、気の毒に思います。公立のこども園は、園庭も広く、他の後からできた私立の保育所よりも恵まれた環境を持っていました。小規模園を募集したときに、移管すべき問題だったのではないかと考えると今更民間に移管するのであれば、民間の負担は最小限（負担はほぼない、）状態にする必要があると思います。また、共働きが必要とするサービスは、保育所があればそれでよいという話でもなく、頼る人が近くにいない状況の親世代が多数いると思われる中で、病児保育の充実なども、もっと利用しやすく（システム上で予約可、利用している人数がわかるようにするなど吹田市を見習ってほしい）、場所や関連するサービス</p>	<p>○No.9, 17のとおり。 ○各施策についてのご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>もいろいろ施策を考え増やすなどしないと共働きが豊中市で子育てを行うというのはとても困難なことだと感じます。今後、子どもを育てる世帯のことをもっと考え、満足のいく計画となつてほしいと切に願います。</p>	
57	全体	<p>第1期南部年次計画⇒第2次計画について 保育ニーズがあつたため廃園を見合わせた現状。しかし、第2次計画では、小曾根、栄町、野田が入っています。南部の保護者の実態から、公立が数多く必要だと考えます。また、次の5年の中にも、数多く庄内地域がリストに入り、とても懸念されます。貧困家族、ヤングケアラー、虐待など、現状として公立こども園は把握しています。たった一つの島田こども園が拠点となつて、という中身ではないと思います。はぐくみセンターとの連携と書かれていますが（公立園も然りですが）子どもの命を脅かす危機をどれだけキャッチできるのか、民間にもその機能（アウトリーチ etc）をと書かれていますが限界が見えます。現状を明らかにし、把握した上での判断をお願いします。</p>	<p>○No.9, 10 のとおり。 ○南部 1,500 人の就学前人口（0～5 歳）に対して、島田こども園を中心とした支援体制を構築し、公民で充実した教育・保育の提供ができると考えています。なお、令和6年4月時点の福祉7圏域それぞれの就学前人口は、北西部約 3,600 人、北中部約 2,800 人、北東部約 3,500 人、中部約 2,700 人、中東部約 2,700 人、中西部約 2,600 人です。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
58	全体	<p>「●●●こども園での説明会を受けて」</p> <p>いつもお世話になっております。</p> <p>まず初めに、先日は●●●こども園で説明会を開催くださり、ありがとうございました。</p> <p>説明会のお知らせが来るまで「第二次豊中公立こども園整備計画」の存在も知らず、計画を知らないまま進むより、説明会に参加して進んだ方が、保護者としては非常に安心でした。</p> <p>説明会を開催くださり、本当にありがとうございました。市の職員の方々が、市民の生活が良くなるよう日々お仕事くださっていることを、初めて身近に感じる機会でもありました。</p> <p>計画の内容としては、まず市内の複数園の廃園・統合をやめて、民間移管して残す方針に変更くださったこと、保護者としては胸を撫でおろす気持ちであります。</p> <p>豊中市に住んで7年、一人目の子どもが生まれて5年、二人目が生まれて2年、共働きで生活する身としては、もし●●●こども園が廃園したらと想像すると、たちまち生活が立ち行かなくなることが安易に想像できます。</p> <p>民間移管にも賛成ですし、●●●こども園が存続して、0歳～5歳の園になることも賛成です。(正直なところ、1人目の時(5年前)から0～5歳の園であれば非常にありがたかったです。)</p> <p>自宅マンション近くに、新たに大きなマンションが建てられていますし、この先も0～5歳の園になる●●●こども園に通うことになるお子さんも多いのでは</p>	<p>○ご意見ありがとうございます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>と想像します。</p> <p>少子化が加速する中、人口の増減や年齢層の推移を予測する事、またこども園の運営形態を数年かけて変更することなど、難しい事やスムーズに進まないことも多いことかと思えます。</p> <p>急速に社会が変化する中、また様々な制約や意見がある中、いろいろと大変なことも多いと思えますが、いつも市民の為にお仕事くださり、本当にありがとうございます。</p> <p>説明会参加前は、第1次計画の「廃園・統合」という内容に驚き不安が募りましたが、説明会を聞いて、民間移管で存続・0～5歳の園になるということで、本当に良かったと思っております。</p> <p>(5年前からそうであってほしかったとは思いません。すみません。上の子と下の子の園が別々なので、今0～5歳の園が多いと非常に良かったです。)</p> <p>いずれにせよ、第2次計画には賛成です。</p> <p>今後、まだ若い世代の方々のお子様たちが、新しくなった●●●こども園に通うことと思えます。</p> <p>うちの2人目の子も、その頃まだ通園していると思えます。</p> <p>●●●こども園が第一希望ですので、廃園にならず本当に良かったです。</p> <p>改めて、廃園・統合から民間移管・存続への計画の変更や、説明会の開催など、本当にありがとうございました。</p> <p>また今回の説明会を機に、豊中市がパブリックコメントを募っていることを初めて知りました。</p> <p>一市民としても、市の計画を知ること、また何か意見</p>	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>をして市政に参加することも、大事なことだな、と初めて感じ入りました。</p> <p>貴重な機会をいただき、本当にありがとうございました。</p> <p>お忙しい事やご苦勞することなどもおありかと思いますが、市の職員の皆さまもお体をお大事にお仕事くださいませ。</p> <p>いつもありがとうございます。</p> <p>今後ともよろしく願いいたします。</p>	
59	全体	<p>各園が老朽化しているとの事、それを補強したり修繕する力が豊中市にないのでしょうか。というより豊中市は公立こども園を本当に市のセーフティネットとして考えているのでしょうか？本当の意味でセーフティネットとして考えるならここまで減らす計画を立てるのですか？この計画に反対します。</p>	<p>○豊中市では市全体の施設の更新経費について将来的に大幅な増加が見込まれることから、令和2年3月に改訂した豊中市公共施設等総合管理計画に、持続可能な公共サービスを提供するために施設総量フレームを設定しており、建物施設について、令和22年度(2040年度)までの24年間に総延床面積を「平成26年度比80%」とする計画を進めています。また並行して、維持管理費について、整備段階・運営段階での経費削減に取り組んでいるところです。</p> <p>○そのため、平成30年度に策定した第1次整備計画は、就学前人口の減少に伴い教育・保育サービスへの申込者の減少を見込み、公立こども園の閉園・統合を進める計画となっていました。</p> <p>○No.9, 10のとおり。</p>
60	全体	<p>「第2次豊中市公立こども園整備計画」に反対します。豊中市は常に「こども」に目を向け市政運営をしてきたと思います。そして、しんどいこども・家庭に手を差し出してきたと考えます。その大きな役割を担ってきたのが公立こども園ですよね。その公立こども園を整備するとは、市の姿勢が問われます。反対します。</p>	<p>○No.9, 10のとおり。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
61	全体	第2次豊中市公立こども園整備計画（素案）について反対です。内容が本当にこどもの人権を守っていくものになっているのでしょうか。もっと、こどもひとりひとりが大切に育っていくための将来にわたっての展望や具体的な保育・教育観を持つことが大切ではないのでしょうか。そのために公立こども園の必要性を再確認していただきたいと思います。	○No. 9, 10 のとおり。
62	全体	第2次豊中市公立こども園整備計画（素案）について反対します。豊中市が50年近く積み上げてきた様々な子どもの権利を守り、共に育ち合うことが、この計画でますます後退していくことは許されません。もっともっと、こどもの立場に立って議論をお願いしたいです。	○No. 9, 10 のとおり。
63	全体	第2次豊中市公立こども園整備計画（素案）について反対します。公立こども園整備計画と言いながら、内容は民間移管計画ということになっていませんか…。もっと、公立こども園の本来の役割をしっかりと打ち出してほしいと思います。	○No. 9, 10 のとおり。
64	全体	「第2次豊中市公立こども園整備計画」案を見直してください。「公立」の意味・存在意義を職員の皆さんで今一度考えてください。	○No.9 のとおり。
65	全体	「第2次豊中市公立こども園整備計画」に反対します。10年前の計画に則り、今計画を出すのは現状に合っていないのではないですか？もう一度検討してください。	○No.9 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
66	全体	「第2次豊中市公立こども園整備計画」について反対意見を言わせてください。反対です。公立こども園というか市が運営している事業は「市」の責任があります。だから、「セーフティネット」と言っているのでしょうか。この多様化し複雑になっている時代、公立こども園を減らして、「セーフティネット」になると思っているのは間違いです。もう一度、良く計画を見直してください。	○No. 9, 10 のとおり。
67	全体	第2次豊中市公立こども園整備計画について。10年かけて公立こども園を1/2(12園)にする事は厳しい生活背景の中で虐待(ネグレクト)などのセーフティネットをしていく施設の数が足りなくなるのはみえているので反対。	○No. 9, 10 のとおり。
68	全体	第2次豊中市公立こども園整備計画について。公立こども園を1/2にし、民間園へ移管する計画。50年近く積み重ねてきた共に育ちあう障害児保育を民間園にも継承していくために、必ず事例研や支援員の研修に全民間園にも参加してもらうという事を移管の絶対条件にしてほしい。豊中の共に育ちあう保育教育の共有は必須です。	○No. 9, 10, 11 のとおり。
69	全体	第2次豊中市公立こども園整備計画についての意見。10年で公立こども園が半数12園になる事に伴い、今公立が担っている障害児の受入の数と民間の受入の数が逆転できるように事業課が民間園に豊中の共に育ちあう保育について継承、受入の指導をしていかないと三年ぐらいではすぐ崩れてしまう。	○No.50 のとおり。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
70	全体	<p>第2次豊中市公立こども園整備計画についての意見。現状、公立こども園が民間園に比べ障害児さんの受入を半分以上しているが、公立が12園になることで保育教育を受ける権利が守られない（入園入所できない）事態が起こってくるのではないですか。公立は入りたい子は決して拒む事はないですが、民間さんは園判断です。数の少ない公立多数の民間園に行けず、あふれた子たちは療育施設に行くしかないのでしょうか。「共に育ちあい」の子どもたちの権利を必ず保証できる計画にしてください。</p>	○No.50 のとおり。
71	全体	<p>一言、反対です。公的機関とは何でしょうか。言われているようにセーフティネットとしての役割が大きい。セーフティネットの中にはどんな事があるのでしょうか。セーフティネットと考えていくと12園で豊中市は果たせるのか。色々な機関を通じてアンテナを張る市の姿勢は立派です。でも、そこからの受け所としてのこども園が12園で良いのでしょうか？</p>	No.10, 11 のとおり。
72	全体	<p>「第2次豊中市公立こども園整備計画」の見直しをしてください。豊中市はこの計画をもう一度見直してください。何かあった時、市として責任を行使する機関は大事です。見直してください。</p>	○No.9, 10 のとおり。

※提出された意見と修正箇所の対応表

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)
6	P.5 ②豊中市の状況	P.5の下図「第3期計画期間中の保育～」のグラフはあるものの上の文章で説明がないため、説明の記載が必要。	今後、さらなる保育所等の申込者数の増加が見込まれており、令和7年(2025年)2月に策定の「第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画」では、令和11年度(2029年度)に向け、さらなる保育定員の確保を進めることとしています。	下図「第3期計画期間中の保育(2・3号)ニーズ率・保育の量の見込み推計」のとおり、今後、さらなる保育所等の申込者数の増加が見込まれており、令和7年(2025年)2月に策定の「第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画」では、令和11年度(2029年度)に向け、さらなる保育定員の確保を進めることとしています。
8	P.5 ②豊中市の状況	「これまで「基本方針」「第1次計画」で示してきた公立こども園の統廃合方針からの転換を図り」とありますが、その根拠が2.計画策定の背景①全国の状況②豊中市の状況において、「子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化」や「ニーズ」といった一般論だけで終止してしまっています。 「基本方針」「第1次計画」からの転換を図るのであれば、しっかりとそのエビデンスを示してください。	一方で本市の民間園においては、特色や強みを活かし、質の高い教育・保育や地域支援を展開している園が多く存在します。具体的には、子どもの主体性を引き出すための独自のカリキュラムや活動の提供をする園、講座やお祭りなどを開催し、園開放事業に取り組むことで地域住民との関係性を構築する園などがあります。	一方で本市の2・3号受け入れ施設数は、 <u>子ども子育て支援新制度が施行された平成27年度では79施設(公立26施設、民間53施設)</u> でしたが、令和6年度は127施設(公立24施設、民間103施設)と、10年間で民間園が50園増加しています。それらの民間園の中には、特色や強みを活かし、質の高い教育・保育や地域支援を展開している園が多く存在します。具体的には、子どもの主体性を引き出すための独自のカリキュラムや活動の提供をする園、講座やお祭りなどを開催し、園開放事業に取り組むことで地域住民との関係性を構築する園などがあります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)
12	P. 11 セーフティネット機能	P.11 セーフティネット機能のところに「増加している障害児」とありますが、「障害」は誰の問題なのでしょうか？当事者、家族の問題なのでしょうか？「障害」にしてしまっているのは社会の側の問題ではないですか？この表記は人権的配慮を欠いた表記で気分が悪いので、修正を求めます。	<u>増加している障害児やさまざまな事情を抱える子育て家庭の児童</u> に対し、	<u>障害児や家庭の事情により支援が必要な児童が増加していること</u> に対し、

(3) その他意見公募手続を実施した案と定めた計画との変更点

1. 第2次豊中市公立こども園整備計画(案)に関する意見公募手続により提出されたご意見に対応するもの

(概要) No.8のご意見を踏まえ、文言の修正を行いました。

(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
<p>P.10 1.公民で充実を図る機能 第1次計画において、公立こども園の果たすべき4つの機能(地域子育て支援拠点機能・ベンチマーク機能・人材育成機能・セーフティネット機能)を掲げて計画を進めてきましたが、これらの機能は公立こども園だけでなく、民間園においても取組みが進んでいます。第2次計画においては、公民で充実を図る機能としてセーフティネット機能を中心に3つに整理し、今後もこれらの機能の充実を図ります。</p>	<p>P.10 1.公民で充実を図る機能 第1次計画において、公立こども園の果たすべき4つの機能(地域子育て支援拠点機能・ベンチマーク機能・人材育成機能・セーフティネット機能)を掲げて計画を進めてきましたが、<u>民間園が増加している中</u>、これらの機能は公立こども園だけでなく、民間園においても取組みが進んでいます。第2次計画においては、公民で充実を図る機能としてセーフティネット機能を中心に3つに整理し、今後もこれらの機能の充実を図ります。</p>

(概要) No.12のご意見を踏まえ、文言の修正を行いました。

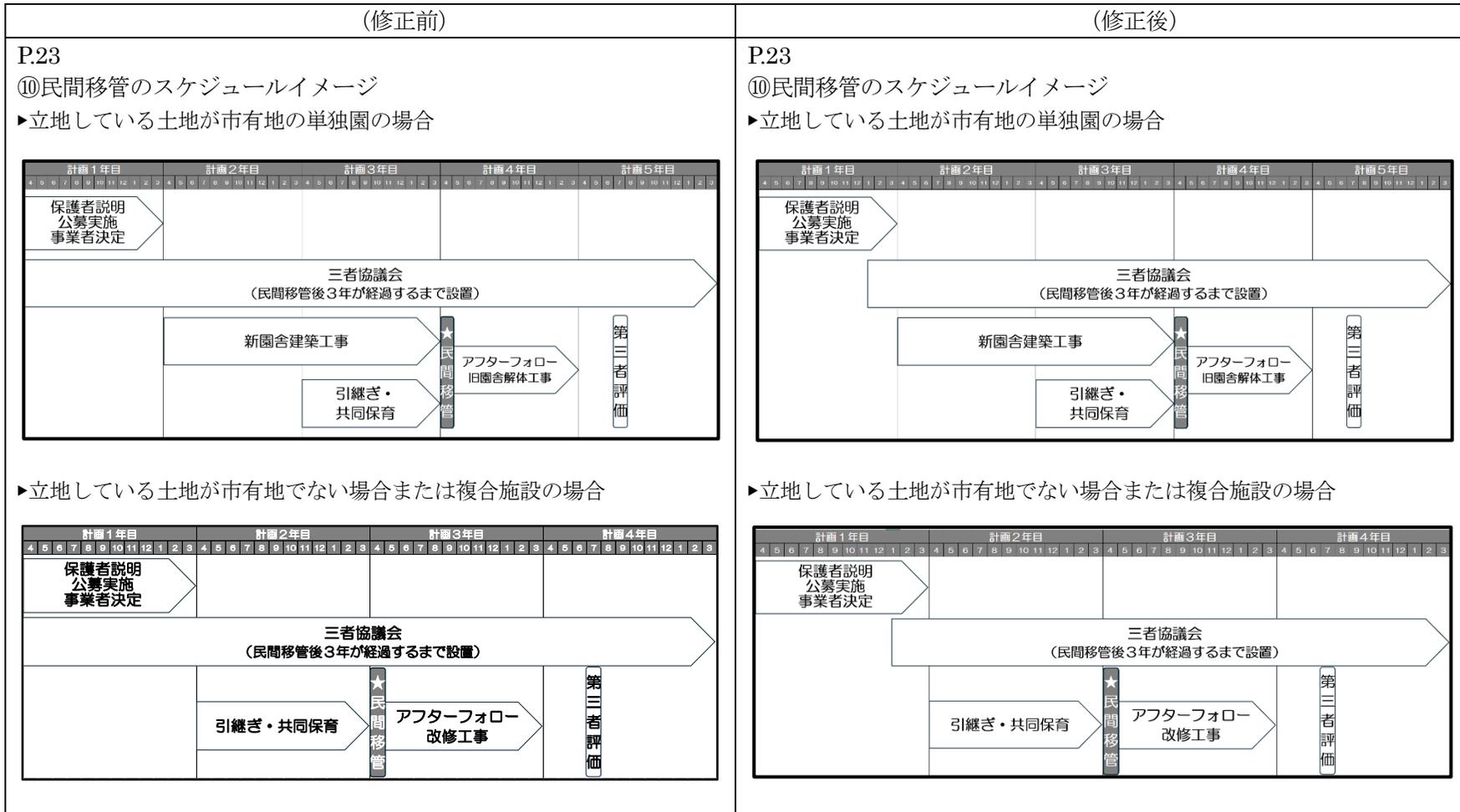
(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
<p>P.13 3.公立こども園の適正配置の考え方 ②適正配置にかかる区域の考え方 増加している障害のある児童とその家庭をはじめ、さまざまな事情を抱える子育て家庭を、公民で包括的に切れめなく支援する体制を構築し、公立こども園がそのセーフティネットの中核を担うにあたっては、さまざまな福祉分野との連携が不可欠です。</p>	<p>P.13 3.公立こども園の適正配置の考え方 ②適正配置にかかる区域の考え方 障害児とその家庭をはじめ、さまざまな事情を抱える子育て家庭を、公民で包括的に切れめなく支援する体制を構築し、公立こども園がそのセーフティネットの中核を担うにあたっては、さまざまな福祉分野との連携が不可欠です。</p>

2. その他変更するもの

(概要) 三者協議会の起点に誤りがあったため、修正を行いました。

(該当箇所)



(概要) 「移管事業者」を「移管先事業者」に統一しました。

(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
移管事業者	移管先事業者